令和７年度　粋七エリア整備事業

広場デザイン設計業務

仕様書

山形市まちづくり政策部まちづくり政策課

本仕様書は、山形市が実施する令和７年度　粋七エリア整備事業広場デザイン設計業務について必要な事項を定めるものである。本業務の履行にあたっては、山形県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」（令和６年１０月改定)」に基づき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「本仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

共通仕様書は、山形県のホームページで参照できる(https://www.pref.yamagata.jp)

１　目的

山形市では「山形市中心市街地グランドデザイン」に基づき、中心市街地における歩行者の回遊性向上を推進している。粋七エリア整備事業は、七日町地内において都市計画道路整備と併せた沿道整備街路事業（山形市七日町東土地区画整理事業）を実施し、「小径と余白のあるまち」をコンセプトとして、世界かんがい施設遺産に登録された山形五堰「御殿堰」を活かした風情ある景観の形成、広場等の整備による滞在空間の創出により「歩くほど幸せになるまち」の実現を目指している。

本業務は、粋七エリア整備事業における第Ⅲ期事業エリア内の広場・御殿堰デザイン設計を行い、実施設計を行うものである。また、地権者や関係機関との合意形成及び建築物デザインに資する資料として、広場・御殿堰デザイン設計を基にしたＣＧと模型、公共デザインコンセプトガイドラインの作成を行うものである。

２　業務箇所（対象エリア）

山形市七日町二丁目地内ほか

※位置図参照

３　業務期間

契約の日から令和８年３月２７日（金）まで

４　業務内容

（１）広場・御殿堰デザイン設計

広場・御殿堰について、基本設計や既存資料等を十分に活用し、七日町が積み重ねてきた歴史や地域に根差した文化等の特色を取り入れ、歩行者の回遊性や滞留性の向上を図り、意匠性を備えたデザイン設計を行うこと。

「山形市中心市街地グランドデザイン」において、「戦略的景観構築ブロック」に位置づけられていることを踏まえたデザイン設計を行うこと。

植栽や広場施設等は、完成後も地権者や民間組織等による持続的な維持管理が可能となるようデザイン設計を行うこと。

（2）広場実施設計

４（1）のデザインを踏まえ、広場の実施設計を行うこと。

広場面積：０．０９ha

設計項目は、次に示すとおりとする。

①基本条件等の確認および調査

②実施設計の検討

広場の施設において、材質・形状・配置計画等を詳細に検討するとともに、平面設計、排水等を考慮した縦横断設計を行う。

③実施設計図の作成

上記で行った検討を基に各種平面図、断面図、各種詳細図を作成する。

④数量計算

上記で行った設計に基づき、数量計算書を作成する。

⑤概算工事費の算出

上記で行った設計に基づき概算工事費を算出する。

⑥実施設計説明書の作成

設計条件、各設計内容について総括的に取りまとめるものとする。

⑦照査

照査計画を作成し、計画に基づき実施する。

（3）御殿堰（用水路）実施設計

４（1）のデザインを踏まえ、御殿堰（用水路）の実施設計を行うこと。

分水工は用水路として必要な水量を下流に流し、かつ雨水流入による水位上昇を防止する機能を確保すること。人道橋は歩行者の通路としての機能を確保し、安全性に配慮すること。

設計項目は、次に示すとおりとする。

①基本条件の検討

詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。

②水路タイプ及び断面形状の検討

水路タイプ及び実施断面の詳細を決定する。

③構造計算

各実施断面についての詳細構造計算を行う。

④構造図作成

全断面の構造一般並びに構造配筋図、鉄筋加工図、その他バレル割、ドレーン等の構造詳細図、安全施設の詳細図を作成する。

⑤平面縦断図作成

平面縦断図に全タイプの位置及び断面の表示区分、安全施設、管理施設等を記入する。

⑥土工図作成

土工横断図を作成し、施工法区分（単価区分）毎の切盛土量、法面保護工長、用地幅等の詳細を記入する。

⑦ 数量計算

工区毎、施工法区分毎、タイプ毎のコンクリート、附帯工材料、仮設工材料等の詳細数量計算をする。

⑧総合検討

上記の各作業について総合的に検討する。

⑨照査

照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。

⑩点検取りまとめ

構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。

（4）関係機関協議

業務途中において、各種埋設物や用水路等について関係機関協議に必要な資料を作成し、協議を実施すること。実施回数は５回とする。

（5）公共デザイン有識者意見聴取

公共性・意匠性・空間構成の整合性を図るため、土木・景観・都市デザインに精通した学識経験者等の有識者から専門的な意見聴取を実施すること。

準備段階として、整備方針や設計内容の技術的背景を説明する資料を作成し、空間構成図、景観スケッチ、施工性の検討内容、想定される維持管理手法等も含め整理を行うこと。

意見聴取においては、設計内容の妥当性や課題、改善可能性について質疑・検証を行い、その結果を記録簿として整理したうえで、デザイン設計、実施設計や地権者の建築物デザインへの具体的な反映方針を整理し、山形市と協議のうえ反映すること。

（6）ＣＧと模型による公共空間構成の検証

地権者および関係機関との合意形成に向けた視覚的・空間的な事業理解促進および地権者による建築物デザインへの活用を目的として、ＣＧと模型の作成を行うこと。

地権者の意向の変化や有識者意見聴取の結果に応じて、空間構成の再整理や複数イメージの作成など、柔軟に対応すること。

模型の縮尺は、対象エリアの性格や表現内容に応じて、山形市と協議したうえで適切に設定すること。（100 分の 1 スケール、一部 50 分の 1 スケールなど）

（7）デザインコンセプトガイドラインの作成

粋七エリア整備事業の指針として、デザインの方向性を地権者および関係機関と共有し、エリア内の空間整備の一貫性を確保するため、体系的なデザインコンセプトガイドラインを作成すること。

また、地権者が建築物の設計、施工時に配慮すべき点を記載し、地権者による公共デザインの方向性と合致した建築に資する内容とすること。

5　提出書類

受託者は、山形市と十分に協議の上、次に掲げる書類を作成し、提出又は保管すること。

NO	提出書類	内容	提出時期
1	業務計画書	業務体制、全体スケジュール、業務内容、業務の安全体制等を示したもの	本業務開始前 内容変更時
2	成果品	調査結果データ及びとりまとめ （1）業務報告書（A４版ファイル綴じ）　２部 （2）図面縮小版（A３版）　１部 （3）CG（電子データ）及び模型（箱付）　１式 （4）デザインコンセプトガイドライン（任意様式）　１式 （5）電子データ（CD－R等）　２部	業務完了時

6　業務の実施に当たっての諸条件

（1）関係法令及び仕様書の遵守

本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、本仕様書に基づき実施する。ただし、本仕様書が、法令改正に伴う改訂がされていない場合は、法令改正の内容に基づき実施するものとする。

（2）業務に使用する資機材等

本業務に使用する資機材等は、受託者が準備すること。

7　打合せ

（1）受託者は、本業務の円滑な進捗及び成果品の質の向上を図るため、山形市と十分に打合せを行うものとし、受託者は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し、山形市の承認を得るものとする。

（2）本業務の実施にあたり、初回、中間２回、納品時の計４回、打合せを実施するものとする。

8　成果品の帰属

本業務の成果品の所有権、使用権は全て山形市に帰属するものとする。受託者は、本業務の成果品を山形市への納品用途以外に利用してはならない。

9 協議

（1）本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて委託者と協議のうえ定めるものとする。

（2）受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに山形市に報告し、協議または指示を受けること。

（3）受託者は、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

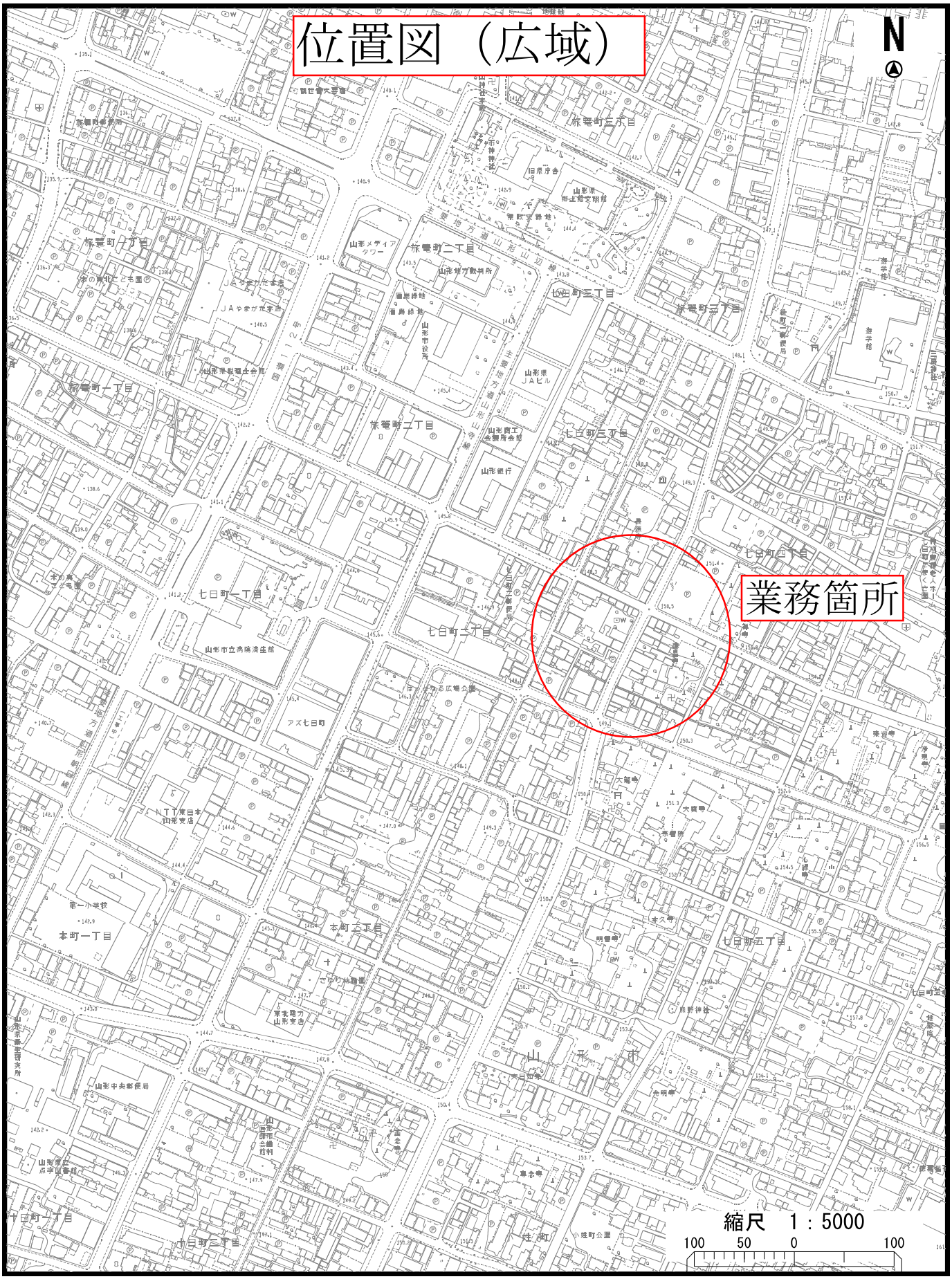
位置図（広域）
N
業務箇所
縮尺　1：5000
100　50　0　100

位置図（詳細）

A3縮尺＝1:900

上段：路線番号（「参考」は参考値）
下段：標準宅地価格（千円／㎡）

都市計画道路
区画道路
特殊道路(歩行者専用道路)
広場
水路
街区番号

都市計画道路
施行地区　：1.47ha

第Ⅱ期事業エリア

業務箇所
（第Ⅲ期事業エリア）

第Ⅰ期事業エリア

0　5　10　20　30　40　50m